

第十二回特別弔慰金を請求される方へ

請求書に記載の「承諾事項」の留意点は以下のとおりです。
請求する際には、よくご確認ください。

・ 特別弔慰金の裁定を受けた方に、同じ順位の方（戦没者のお子様同士、兄弟姉妹同士など）がいる場合、全ての同じ順位の方に均等に持分があります。

・ あなたが特別弔慰金の裁定を受けた場合、あなたと同じ順位の方は、あなたに対して、持分を分配するように主張することができます。そのときは、あなたが責任を持って同じ順位の方と持分の調整を行ってください。

・ あなたと同じ順位の方から特別弔慰金請求書が提出されたときは、裁定を行う都道府県から、その請求者に対して、あなたの氏名と連絡先をお知らせします。（審査請求も同様です。）

・ あなたの連絡先を伝えて欲しくないときは、委任状を提出することによって、委任を受けた方（※）の氏名や連絡先を、同じ順位の請求者にお知らせします。

・ 請求書の署名欄に、あなた以外の方が署名しているときは、あなたの氏名のほか、署名した方（※）の氏名と連絡先も、同じ順位の請求者にお知らせします。

※委任を受けた方や署名した方は、責任を持って、請求者の代わりに、請求者と同じ順位の方との持分の調整を行ってください。

[参照条文]

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法

(昭和 40 年法律第 100 号) (抜粋)

第 6 条 同一の死亡した者について特別弔慰金を受ける権利を有する者が数人ある場合においては、その一人のした特別弔慰金の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別弔慰金を受ける権利の裁定は、全員に対してしたものとみなす。